

## 明治前期の災害対策法令（第4輯）（その2）

### Disasters and the early Meiji government: laws and regulations (IV-2)

井 上 洋

Hiroshi INOUE

【1872年】（明治4年11月21日から明治5年12月2日まで）

2. 「県治条例」（明治4年辛未11月27日, 太政官第623）（1月7日）（420-429頁）【災害予防】【罹災者救援への備え】【応急対応】【罹災者救援】【災害復旧】【組織職掌】【経費事務】

#### 【注解】

2. 「県治条例」（明治4辛未年11月27日, 太政官第623）（承前）

【注解1】「県治条例」の制定（第25号）

【注解2a】明治初期における罹災者救援政策の展開過程

【注解2b】明治元年甲斐鎮撫府下の水害罹災者救援（3の途中から本号）

【注解2c】明治初期における罹災者救援仕法の全体像

- (1) 棄捐
- (2) 返納延期（年延べ）
- (3) 低価糶売
- (4) 助合の強制
- (5) 糶糶法
- (6) 災害復旧工事の罹災者救援機能
- (7) 社団の結成を通じた救援（報恩社法）

【注解2d】小括—罹災者救援仕法の模索と展開—

#### 【注解2b】3（承前）

第1表の1から3を全体として見渡してまず言えることは、甲斐鎮撫府管下では早くも明治元年夏には三部において賑恤（救荒）行政が機能していたということである。未だ北越や東北において戦火が交えられていたとき、「鎮定致シ一統 朝命遵奉之趣相聞候」当地では、水害に際しての救恤（救助）のシステムが回っていた。この救恤（救助）のシステムの基本型は、文書①、②において確認される<sup>\*12</sup>。これを模式図として表したのが、第1図：罹災者救援（賑恤）の実施過程（模式図）（明治元年, 甲斐国）である。また、①と②を使って、救恤（救助）のシステムの基本型を過程として表現したものが、第2図：五月某日付文書、および六月一五日付文書〔「山梨県史料 政治部賑恤（明治元-13年）」（「府県史料山梨」）〕に見られる罹災者救援の過程である。

第1表の2：明治元年の賑恤関係文書（「府県史料山梨」から）（その2）

整理番号	災害の発生日／発生因	被害の態様 <sup>※1</sup>	救助対象 村数／人数	救助の種類（給付／貸与）
①	当四月中ヨリ雨天続之処去月六日ヨリ度々之大雨ニテ川々満水致シ堤切入	堤切入損地出来並田畑数日泥水冠リ萌廬相成候分モ不少 中ニハ家居床上迄水押上住居難相成漸取入候麦作並聊ツ、貯置候夫食彙具等迄悉被押流	甲州巨摩郡東花輪村外16か村／3,589人	貸与（急夫食米146石8斗8升）
②	同上	同上	甲州巨摩郡藤巻村外16か村（ただし①と同じではない。3か村の入れ替えがある）	貸与（金940両）
③	本月〔七月〕中前代未聞之暴風雨川々出水之節水災	水災	甲府市中の水害被害者367人	給付（米56石4升）
④	当月〔七月〕上旬ヨリ雨天打縦回十七七八兩日之強雨ニテ右川々一時ニ満水致シ所々堤切入	堤切入損地出来並田畑数日泥水押冠出穂最中之稲草萌腐相成候分モ不少村々流失彙具ハ勿論農具等迄押流	甲州巨摩八代山梨三郡の凡50か村余 <sup>b)</sup>	貸与（米1,500俵）
⑤	当月〔七月〕十七八兩日之暴雨ニテ川々出水所々堤切入	樋橋並川除御普請所流失田畑多分之損地出来 山梨郡達沢村外拾三ヶ村八代郡大岡田村外五ヶ村之儀ハ家居床上迄水押上夫食ハ勿論諸道具等迄悉ク押流シ遺彙流失彙等出来	山梨郡達沢村外13か村、八代郡大岡田村外5か村、その他所部村々	貸与（米200俵）
⑥	当月〔七月〕十八日之大雨稀成洪水ニテ所々堤切入	田畑並家居押流又ハ床上迄水押相成	甲府、市川、石和代官所所部の甲州村々の窮民	給付（焚き出し）
⑦	当月〔七月〕十七日夜之強雨ニテ川々満水所々堤切入	《閏四月中の水害》多分之損地出来殊ニ数日水湛稲葉ハ勿論畑作トモ不残水腐中ニハ切所蓄先ニ相成候村方ハ家居床上迄水押上漸取入候麦作並聊ツ、貯置候夫食彙具トモ悉ク被押流 《今回の水害》（上に加えて）「堤切入ハ以前切入候場所ヨリ入水人命ニモ拘候程之儀」「床上迄水押上」	甲州巨摩郡宇都谷村外5か村の罹災窮民1,340人	貸与（米107石5斗8升）
⑧	当〔七月〕月初ヨリ雨天勝ニ御坐候処同月十八日大雨川々出水堤切入（中略）山方ハ山崩	川々出水堤切入人家流出又ハ床上迄水押上半潰相成山方ハ山崩ニテ遺彙出来死亡並怪我人等モ有之	本月中旬大雨出水ニ会シ家屋流亡及ヒ死傷ノ者	給付（金2分から1両）

⑨	当月〔七月〕十七日夜之大雨川々満水ニテ所々堤切入又ハ以前切入候場所ヨリ入水	所々堤切入又ハ以前切入候場所ヨリ入水 水流失家等モ出来	甲州巨摩郡下今井村外3か村	貸与 (米 72石)
⑩	去月〔七月〕十七八両日之大雨稀成洪水ニテ所々堤切入	稀成洪水ニテ所々堤切入田畑並家屋押流シ又ハ床上マテ水押相成	白米給付については、八代郡市部村外6か村および山梨郡里吉村外13か村小屋掛並びに農具料御手当給付については、八代郡市部村外7か村および山梨郡八田村外10か村	給付 (白米 17石 8斗 6升 8合) (白米給付) 給付 (金 80両 1分) (小屋掛並びに農具料御手当給付) (「水難之者共流失潰家半潰家死亡怪我人其外之者共へ急場御救トシテ」)
⑪	当月〔八月〕朔日二日両日之大雨ニテ堤切入	堤切入田畑並家屋押流又ハ床上マテ水押相成	八代郡市部村、山梨郡上阿原村	給付 (金 29両 1分)
⑫	去月〔七月〕十七八日両日並当月〔八月〕朔日二日之大雨出水ニテ川々満水堤所々切入	大雨出水ニテ川々満水堤所々切入候節水災受候	甲州八代郡市部村外12か村および同山梨郡川田村外14か村	貸与 (米 513俵 3斗 5升) (うち 200俵は⑤を用いるため、新規 313俵 3斗 5升の貸与の願い出)
⑬	同上	強雨ニテ川々満水堤所々切入損地出来田畑之儀ハ数日泥水冠水腐相成候分モ不少中ニハ住居難相成其上潮取入候麦作並脚ツ、貯置候夫食家具等迄悉被押流	同右 山梨郡西高橋村外2か村 (459人) 八代郡井戸村および山梨郡上阿原村 (310人) 八代郡市部村外11か村および山梨郡川田村外10か村 (3,368人) 合計 4,137人	貸与 (米 185石 3斗) (⑫と同一)
⑭	当七月廿八日ヨリノ大雨出水ニテ川々満水堤切入又ハ山崩等	大雨出水ニテ川々満水堤切入又ハ山崩等ニテ人家床上迄モ土砂押入	山梨郡遠光寺村外2か村、および巨摩郡高畑村外19か村の罹災窮民 1,578人	貸与 (米 63石 6斗 6升)
⑮	去月〔七月〕十八日之大雨満水ニテ所々堤切入又ハ山崩等	満水ニテ所々堤切入又ハ山崩等ニテ死亡人怪我人潰家半潰家流失家有之	山梨郡および巨摩郡 15か村の流失家・潰家 16軒、半潰家 19軒、死亡 1人、怪我人 5人	給付 (金 34両 1分)
⑯	〔当月〔七月〕上旬ヨリ雨天打続回十七八両日之強雨ニテ右川々一時二満水致シ所々堤切入〕	〔堤切入損地出来並田畑数日泥水押延出穂最中之稲草苗腐相成候分モ不少村々流失家モ多分有之脚ツ、貯置候夫食家具ハ勿論農具等迄押流〕	八代郡市川大門村外9か村、巨摩郡乙黒村外26か村、および山梨郡東下条村外3か村	貸与 (米 1,500俵) (④参照)
⑰	去月〔七月〕十八日未曾有之大満水ニテ川々左右ハ溢レ川除堤數十ヶ所押破(中略)猶又当月朔日以來度々大雨	川除堤數十ヶ所押破川陸之無境界一円湖水之如ク相成田畑道橋損亡ハ不及申人家流失潰家破損不少家財諸道具貯持候穀類押流或ハ損腐(中略)一旦急水留致シ候場所モ押取堤切口道々欠増紐地人家再三泥水冠川欠石砂入損地弥増出来	市川知県事支配所八代巨摩山梨山梨三郡村々	下げ渡し米金(米 1,000俵、金 1,000両)を用いた、貸与(「御救拝借」)、および給付(死亡人潰家流失家御手当)

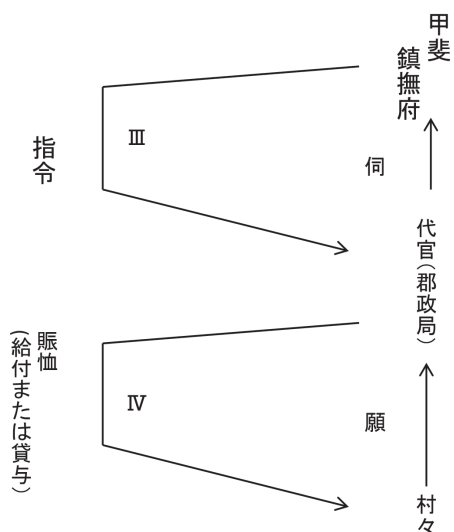
⑮	当夏出水	当夏出水之節屋宅水押入住居等出来兼 大雨川々出水堤切人人家流失又ハ床上 迄水押上半潰相成山方ハ山崩ニテ遺棄 出来死亡並怪我人等モ有之	巨摩郡西花輪村足達竹之助外4名の神 官 市川知県事所部八代郡三沢村外1か 村、巨摩郡馬籠村外16か村、山梨郡 下今井村（流失家・潰家101軒、半潰 家185軒、死亡人1人）	給付（一人米1俵ずつ計5俵）  給付（240両3分）
⑯	同月〔七月〕十八日大雨川々出水堤切 人（中略）山方ハ山崩	堤切所数多ニ及ヒ人家流失死亡潰破損 多分出来（中略）折角丹誠仕候秋作過 半押流シ（中略）寅年ニ一倍災害強ク 受候	市川郡政局所部甲州八代郡高田村外10 か村、巨摩郡大和田村外16か村、山 梨郡下今井村	返納延期（年延）（寅年借用米当戻返 納分69石6斗1升1合8勺8才）
⑰	去々寅年〔慶応二年〕七月中ヨリ強雨 川々満水就中八月五日ヨリ八日迄強雨 無止間加之大風ニテ川々大満水堤総越 堤切所ハ勿論人家流失潰破損等夥出 来 <sup>※5</sup>	当辰閏四月上旬ヨリ五月下旬迄兩月之 霖雨ニテ川々大水（中略）尚七月十八 日之強雨ニテ未曾有之大満水川々左右 ハ溢レ堤総越之場所々々多ク切所ハ 村々數多ニ及ヒ（中略）猶又八月朔日 場所モ押私堤切口追々間増耕地人家再 三泥水冠川次石砂河原成等之跡増出 来郡村一体水押泥砂押入田畑道井之境 界不相分広々タル石砂河原同様相成	市川郡政局所部甲斐国八代巨摩山梨郡 水難村々	貸与（新紙幣1万両）
⑱	当秋再度ノ強雨出水ニテ開堤切人田畑 一円水冠	開堤切人田畑一円水冠皆水腐相成（中 略）田方ノ分ハ申立之通可取入立毛無 之不殘書立（中略）畑方之儀モ同様皆 損毛	山梨郡西高橋村蓬沢村小曲村三ヶ村	給付（「去卯田方取米ノ一分通りノ石 代金（中略）旧幕進発金ノ内ヨリ相渡 被下切」）
⑲	水害	当辰年皆損地又ハ皆損毛同様之村々ハ 不及申其余逆モ災害強村々大町歩之損 地	別紙無損村々（別紙欠く）	貸与（別紙無損村々へ願出之三分通御 線替拜借被 仰付度）

第 1 表の 3：明治元年の賑恤関係文書（「府県史料山梨」から）（その 3）

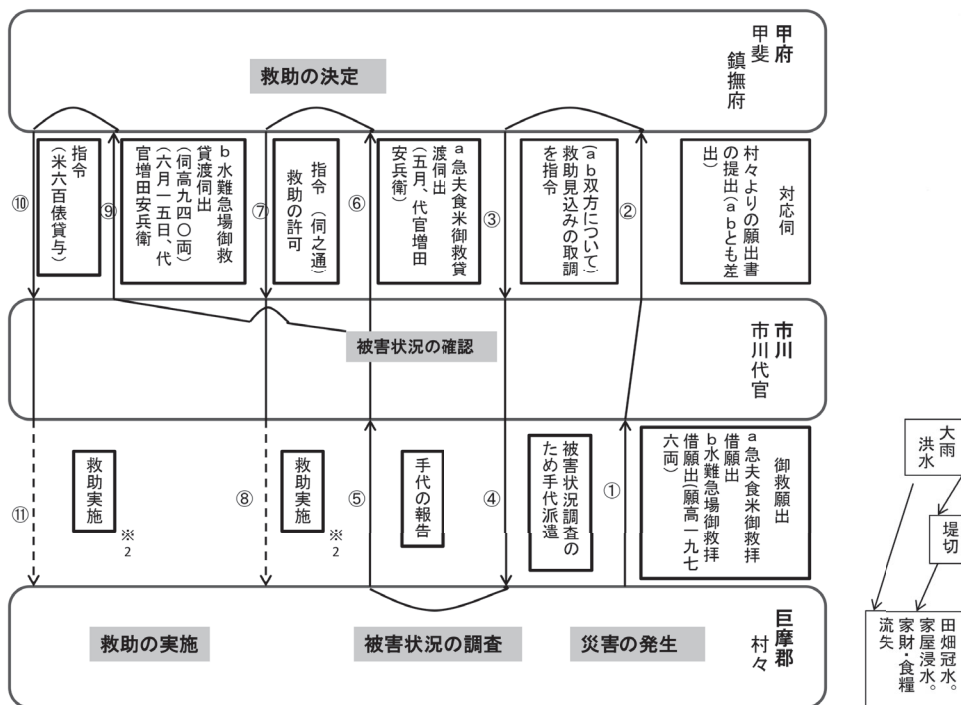
整理番号	何われた救助の内容（貸与の場合の貸与条件や返済条件など）	指令の日付	指令者（機関）名	指令の内容
①	救助の内容／男一日壹人米貳合ツ、日數三十日分、女右同斷米壹合ツ、日數右同斷 返済条件／当辰壹ヶ年延米巳ヨリ黄迄拾ヶ年貳壹ヶ年米拾四石六斗八升八合ツ、返納			格別之以思召向之通為御救助被 下候
②	願金高 1,976 面のところ 940 面の貸与 返済条件／当辰壹ヶ年延米巳ヨリ黄迄拾ヶ年貳壹ヶ年米九拾四両ツ、返納			米 600 俵の貸与。返納条件は伺 書面の通り。
③	壹人ニ付米壹斗五升宛被下候 <sup>※2</sup>			
④	年賦返納／貸与対象村・員數・返済条件等未定（本年二度目の災害であるため、村々の動 搖を考慮し、詳細取り調べは後回しにし、緊急の救助資源を要請）			書面同之通被仰出候間會計方へ 引合宜被取計候事
⑤	年賦返納（貸与対象村・員數・返済条件等詳細未定）			書面同之通被仰出候間會計方へ 引合宜被取計候事
⑥	米 6 石 4 斗 4 升 2 合と、味噌・薪代等に 4 両 1 分永 62 文 1 分を使い焚き出しを実施（飢人 共壹人ニ付壹飯白米貳合ツ、焚出相渡候）	7 月 28 日		書面同之通被仰出候間會計方へ 引合宜被取計候事
⑦	救助の内容／男一日壹人米貳合ツ、日數六十日分、女右同斷壹人米壹合ツ、日數右同斷 返済条件／当辰壹ヶ年延米巳ヨリ亥マテ七ヶ年貳壹ヶ年米拾五石三斗六升八合ツ、末年ハ 米拾五石三斗七升貳合返納	7 月 28 日		書面同之通被仰出候間會計方へ 引合宜被取計候事
⑧	流失家・潰家一軒につき小屋掛ならびに農具手当として金 1 両、半潰家一軒につき金 3 分、 死亡一人につき金 1 両、怪我人一人につき金 2 分			可為何之通事
⑨	年賦返納 返済条件／当辰壹ヶ年延米巳ヨリ亥迄七ヶ年貳壹ヶ年米拾石貳斗八升五合ツ、末年ハ拾石 二斗九升返納			書面同之通被仰出候間會計方へ 引合宜被取計候事
⑩	白米給付／水難之者共壹人ニ付壹飯白米貳合ツ、一日分 小屋掛並農具料御手当（「流失潰家半潰家死亡怪我人其外之者共へ急場御救トシ」）			書面可為何之通候事
⑪	小屋掛並農具料御手当（「急場御救トシテ（中略）流失家并潰家半潰家之者共へ」）			書面之通御間届相成候間會計方 へ引合可被取計候事
⑫	貸与の願高、米 513 俵 3 斗 5 升のうち、200 俵は⑤を用いるため、新規には 313 俵 3 斗 5 升 の貸与の願い出である 返済条件等の記載なし			書面之趣御初政御入費御多端中 ニハ候へトモ格別之以思召向之 通被仰出候間會計方へ申談宜被 取計候事

13	貸与条件/男一日壹人米貳合ツ、女一日壹人米壹合ツ、山梨郡西高橋村外2か村については、日数50日分八代郡井戸村および山梨郡上阿原村については、日数40日分八代郡市郡村外11か村および山梨郡川田村外10か村については、日数30日分返済条件/当辰壹ヶ年延巳ヨリ寅迄拾ヶ年賦壹ヶ年米拾八石五斗三合宛返納				書面返納之儀拾ヶ年賦ハ難被聞届七ヶ年賦上納之事ニ可被取計候事
14	貸与条件/男一日壹人米貳合ツ、日数三十日分、女一日壹人米壹合ツ、日数三十日分返済条件/当辰壹ヶ年延来巳ヨリ亥迄七ヶ年賦壹ヶ年米九石九升三合ツ、末年ハ米九石壹斗貳合返納				書面可為何之通候事
15	流失家・遺家一軒につき小屋掛ならびに農具手当として金1両、半遺家一軒につき同金3分、死亡一人につき御手当金1両、墜我人一人につき同金3分				
16	貸与米1,500俵のうち、1,000俵は、八代郡市川大門村外9か村、巨摩郡乙黒村外24か村、および山梨郡東下条村外3か村に、「急夫食之内人数仕出等ニ不拘凡見積ヲ以不取敢内渡取計」、500俵は、巨摩郡乙黒村外15か村に、「極難村々御救拝借之内へ割渡候」				指令佚失
17	御救拝借/「極難之村々タリ共一概ニハ不相渡緩急見計追々ニ下ケ遣シ」死亡人潰家流失家御手当/「赤松孫太郎何済之当リヲ以御下金之内ヨリ渡方取計」				書面之趣御初政御入費御多端中ニハ候得共格別之以一思召伺之通被仰出候間會計方へ申談宜被取計候事
18	一人米1俵ずつ <sup>*3</sup>	10月20日		鎮撫府参謀	
19	流失潰家壹軒ニ付金壹両ツ、半潰家同三分ツ、死亡壹人ニ付金壹両ツ、				
20	返納延期（当辰1か年延）（寅年借用米当辰返納分69石6斗1升1合8勺8才）				竊之趣難取上候得共今年ハ非常之出水ニテ無余儀場合モ有之候間出格之詔ヲ以当辰年返納之儀ハ延年返納承届候
21	年賦返納無利息/「御救助筋之儀ニ付無利足」返済条件/「巳ヨリ辰年返納式ヶ年賦壹ヶ年米八百三拾兩ツ、七兩返納」				指令佚失
22	山梨郡西高橋村葭沢村小曲村三か村の昨卯の田方合取米356石5斗9升4合の一割に当たる米35石6斗5升9合の石代金を、同三か村に、昨年の租税金の内より給付（「旧幕府進券上納ノ内ヨリ相渡」）	12月			書面無余儀相聞候間可為何之通候事
23	別紙の抛所無い村々に対し、その拝借願出額の三分通を、租税金から繰り替えて貸し渡す（「別紙無抱村々へ願出之三分通御繰替拝借被 仰付度此段許容被成下候ハ、御物成金之内ヲ以貸渡候儀御沙汰被下置候様仕度」）	12月28日			金3,000両の貸与（「書面無余儀相聞候間金三千兩拝借被命條案向之通宜被取計候事」）

第1図：罹災者救援（賑恤）の実施過程（模式図）  
（明治元年，甲斐国）



第2図：五月某日付文書，および六月一五日付文書〔「山梨県史料 政治部 賑恤(明治元-13年)」（「府県史料山梨）」〕に見られる罹災者救援の過程



※1 「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（「府県史料山梨」）。

※2 これは、5月某日付の文書，6月15日付の文書には記載されていない。故に破線で表した。

前にも述べたところであるが、政府は、明治元年6月、「春來霖雨屢降り諸国洪水アリ又時令序ヲ失テ稲苗生長セス」（岩倉具視）という状況に直面して、布告「天災兵害ノ余ニ付藩県ヲシテ便宜賑恤ヲ施行セシム」（明治元戊辰年6月22日、第502）（68-10）を發した。この布告は、被害状況調査を行なった上での適切な救助の実施を府県に命じたものであったが、法制上は、「即今創建之初救荒之典未タ立ス」というありさまであったため、救恤の実際に当たっては、「救恤ノ道ヲ立ツ今日ノ事ハ奏可ヲ待タス府県ヘ専任ス宜ク可得其道事」として、「白紙委任に近い程に大幅な救恤専行権を地方官に認め」（小川政亮）ていた。この布告の実施の受け皿が甲斐の国（甲斐鎮撫府）にはあったということである。さて、これをどう評価すべきであろうか。新政府の直轄地方機関（甲斐鎮撫府）がスムーズに行政機能の掌握を果たしたと評価することもできようが、著者は、別の点に注目したいと考える。それは、水害に際しての救恤（救助）という繰り返行われてきた行政活動においては、政体の変更にもかかわらず、切れ目がなかった、否、社会の側がその切れ目を許さなかったという点である。半ば日常的ともいえる定型的な行政分野〔この場合は水害に際しての救恤（救助）〕においては、強い継続性が確認されるということである。社会の側でその存立に必須の活動であれば、まずは政体の変更による影響の外に出て従前のように執り行なわれなければならない。甲斐鎮撫府下の明治元年の賑恤関係文書（救荒）23件は、このことを示している。

この行政の継続性を支配（甲斐鎮撫府）に対して強制したのが、農民たちの動向である。上掲の23の文書の各所に記されているところであるが、水害に遭った農民たちは、支配（甲斐鎮撫府）に対して、繰り返し、執拗に、さまざまな形態の救助を要求し、また、十分な救助が得られず困窮を極めた場合には、離村（離散）や一揆の動きを見せた。これは、支配（甲斐鎮撫府）にとって、その基盤の動揺を意味し、とくに現地で村方と接する出先の役人層は、農民の挙動に敏感であった<sup>\*13</sup>。賑恤（救荒）は農民の生活維持にとって必須の条件であったので、農民たちは、それを求めて、またそれが満たされないときには、支配（地方機関やその出先役人たち）に対して、離村（離散）や一揆という、消極的／積極的の二方面からの圧力をかけたのである<sup>\*14</sup>。

指摘すべきふたつめは、賑恤（救荒）にはいくつもの形態があり、それらが災害過程における段階や、被害の深浅によって使い分けられ、また折り重なるようにして使用されていたということである。第1表の2の〈救助の種別〉の欄を見られたい。この欄は、救助の形態を、まず、大きく給付と貸与に分けて整理しているが、23件の文書のなかに確認される救助の形態はそれらにとどまらない。⑳には、一昨年借用米の返納延期という仕法が示されているし、採用はされなかったけれども、棄捐という選択肢にも言及がなされている。これらに加えて、「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（「府県史料山梨」）には、免租（減税または免税）という形態も入っているから、罹災者救援という面での仕法には、《与える》という様式に括られるものとして給付、貸与が、《取らない》という様式にまとめられるものとして免租、返納延期、棄捐があったと知られる。さらに、給付には現物給付と金銭の給付とがあり、給付される現物には食事（焼き出し）、白米、米などがあった。また、23件の文書にみられる救助を、救助の性格（名目）という点から分けてみると、災害発生直後の緊急の食事または食糧の提供（焼き出しの実施、急夫食米御救の実施）、それに引き続く時期の生活支援（食糧や農具代などの貸与または給付の実施）、家屋流亡および死傷の者への救恤の実施の三つの類型が抽出される。救助の性格という面からみた三つのタイプの救助が、その前にみた、複数の救助の実施形態（具体的な救助の様式）と組み合わせられ、多様な性格と形態の救助が、災害過程の各段階〔応急救助期（a）、それに引き続く罹災者救援期（b）、災害復旧期（農地や生産の復旧期）（c）〕で展開されたのである（第2表も参照せよ）<sup>\*15</sup>。



※ 12 甲斐鎮撫府下における、水害の発生から救助の実施に至る過程の基本型は、①および②に記されたものである(第2図参照)。①、②に示された対応の様式は、事態の緩急等に応じて若干の異なりはあるものの、④および⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒においても確認される。

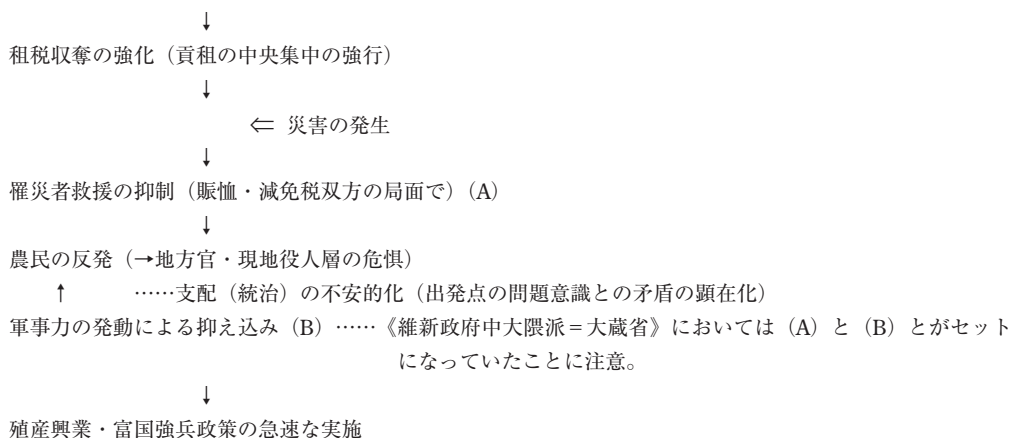
※ 13 前掲の※9を参照せよ。

※ 14 本書第一巻にて述べたように、明治3年7月10日の民蔵分離(民部=大蔵省の分省)は、明治元年、同二年の凶作・災害もたらした農民困窮と財政窮迫の深化の中で、「財政窮迫打開、さらには殖産興業・富国強兵費を中心とする対外経費の確保[の視点]から貢租の収奪と集中の地方政策の強硬な推進を企図した」大隈重信ら民蔵省幹部と、「民心掌握[の視点]から凶作対策を最重点課題として減免と救恤の地方政策の展開を企図する」大久保利通・広沢真臣らが地方政策をめぐって対立したことをその背景としていた〔井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻(1868-1870)』, 781頁, 千田稔「維新政権の地方財政政策」(『史学雑誌』, 第85編, 第9号, 1976年9月), 70頁〕。後者が連携しようとした地方官たちの立場(立たされていた状況)は、ここに記したようなものであり、前掲の※9で整理した成沢勘左衛門(市川郡政局)の立論はそれを具体的に表現したもののひとつである。

これを少し図式的に整理してみる。

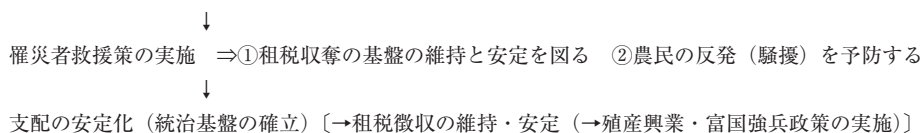
#### 《維新政府中大隈派=大蔵省》

《問題意識》政府の財政的基盤の確立(統治基盤の確立)(→殖産興業・富国強兵政策の実施)



#### 《成沢勘左衛門(市川郡政局)》

← 災害の発生



成沢の立論にあつては、罹災者救援策の実施→支配の安定(租税収奪の基盤の維持と安定)(→殖産興業・富国強兵政策の実施)であつたものが、前者(大隈派=大蔵省)の立場は、租税収奪の強化→罹災者救援(賑恤・減免税双方の局面で)の抑制→支配の不安定化→軍事力の発動による抑え込み→殖産興業・富国強兵政策の急進的な実施であつた。このような意味で、災害対策(ここではとくに罹災者救援の局面に注目している)は、維新政府における路線的対立と政策的矛盾が象徴的にあらわれた部面であつたといえる。

尚、《維新政府中大隈派=大蔵省》においては、(A)と(B)とがセットになっていたことについては、酒

田県知事大原重実の意見書を見よ〔井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻（1868-1870）』、741-745頁、とくに742頁を参照〕。甲斐国においては、軍事力の発動による一揆の抑え込みが明治5年に現実のものになった（「大小切騒動」）。大小切租法廃止反対一揆（「大小切騒動」）については、「山梨県史料 政治部 騒擾時変（明治元-13年）」（「府県史料山梨」）、131頁以下の「農民騒擾日誌」を見よ。

※15応急救助期に続く罹災者救援期（b）と、災害復旧期（農地や生産の復旧期）（c）は、継起的ではなく、現実の時間の流れのなかではしばしば重なる。

【注解2c】以上の【注解2a】と【注解2b】を踏まえて、最後に、明治初期における政府機関による罹災者救援の仕法の全体像を提示する。そして、そこに看取される、あるいはそれに関わる注目点（論点）をいくつか挙げ、それらに若干の考察を加える。

さて、下に、第2表を置いた。これは、明治初期における罹災者救援の仕法の全体を視覚的に捉えるためにつくったものである。この表では、まず、罹災者救援の仕法を、その性格から、《与える》、《安く売る》、《取らない》と、《助けさせる》、《救助実施のための社団をつくりそれを通じて助ける》という五つの様式に大きく分け、そして、そのそれぞれを、〈救援の形態〉、さらには〈救援の具体的名目と仕法〉の順でより細かく分類していつている。先に明治元年の甲斐国における賑恤（救荒）の多様な形態（仕法）に言及したが、この表を見ることによって実際に、その多様性のイメージをつかめるであろう。

第2表：明治初期における政府機関による罹災者救援の仕法

救援の性格	救援の形態		救援の具体的名目と仕法	対応文書番号*1	対応法令*2		
与える	賑恤	給付	食事の提供（焚出し）	⑥⑧⑱	ホ		
			現物	白米	⑩	ホ	
				米（急夫食）	③⑱	ホ、ヘ、ル	
		金銭	急夫食（石代渡）		ホ		
			応急救助期後の生活支援（夫食・種籾・農具代等）	⑳	ハ		
			家屋（流失家・潰家・半潰家）御手当（「小屋掛並農具料御手当」）	⑧⑪⑮⑰⑱	ホ		
			死亡並怪我人御手当	⑧⑮⑰⑱	ホ		
		貸与	現物	米	緊急の食糧援助（急夫食拝借）	①⑤⑦⑫⑬⑭⑯	ホ
					応急救助期後の生活支援（相続拝借）	②④⑨⑫⑬⑯⑰	ニ、ヘ
	金銭		緊急の食糧救助（石代渡）（急夫食拝借）		ホ		
			応急救助期後の生活支援（相続拝借）	②⑳*③ ㉑⑳	ニ、ヘ、チ、ス、ル		
			小屋掛料（仮設住居建築費）		ル		
			種籾・農具代等貸し渡し		ニ、チ、ス、ル		
災害復旧工事の実施	給与	金銭	人足賃		イ、ホ、ト		
安く売る	低価販売する		社倉米を低価販売する	〈史料3〉			
			糶糶法（遠地市場での直安米買い付けの元手金が政府機関から出る場合）*4	〈〈史料6〉〉*5			

取らない	減免税		破免検見		口, ホ
			連々引		口
	返納延期 (年延べ)		支配からの借用米金返済の当年分の繰延べ	⑳ 〈史料2〉	
	棄捐		支配からの借用米金の返済免除	(㉑) <sup>*6</sup> 〈史料1〉	
助けさせる (助合の強制) <sup>*7</sup>	低価糶売させる		富民に申論し, その貯穀を低価糶売させる	〈史料4〉	
			富民に申論し救荒金を出させ, それを元手に低価糶売を行なわせる	〈史料5〉	
			糶糶法 (遠地市場での直安米買い付けの元手金が申論を受けた富民に由来し, さらにその売り捌きについてもそれが彼らにゆだねられる場合)	〈史料6〉	
	貸し渡させる		富民をして罹災窮民に貯穀を貸し渡させる		リ
救助実施のための社団をつくり, それを通じて助ける (報恩社法) <sup>**8**9</sup>	賑恤	給付	社に醸出され, 蓄積された米穀の給付 (小菅県) <sup>**9</sup>		

\* 本表は、「『県治条例』中窮民一時救助規則」に至る明治初年の罹災者救援政策(具体的な罹災者救援の仕法)について、これを、「山梨県史料 政治部 賑恤 (明治元-13年)」(『府県史料山梨』)の明治元年から明治三年分史料も参照しつつ、整理したものである。

※ 1 対応文書番号 (丸囲み番号) は、上に、明治元年の賑恤関係文書 (救荒) 23 件に付した、整理番号である。

※ 2 対応法令とは、「『県治条例』中窮民一時救助規則」(明治 4 年 11 月 27 日)を含み、これに至るまでの時期に制定された法令のなかで、該当する規定を含むもの——規定が具体的に明細なものであるか、一般的にとどまるかは問わない——を指す。その一覧は、以下のとおりである。

イ: 「天災兵害ノ余ニ付府藩県ヲシテ便宜賑恤ヲ施行セシム」(明治 元 戊辰年 6 月 22 日, 第 502) (68-10)

ロ: 「税法ハ姑ク旧貫ニ仍リ且旧幕府旗下采邑没収ノ者ハ隣近府藩県ヲシテ之ヲ管轄セシム」(明治 元 戊辰年 8 月 7 日, 第 612) (68-15)

ハ: 「定免切替伺其他租税取計及諸帳簿進致ノ方ヲ定ム」(明治 元 戊辰年 12 月 24 日, 第 1144) (69-6)

ニ: 「夫食種粉農具等貸下ノ措置ヲ定ム」(明治 2 己巳年 7 月 14 日, 第 652) (69-22)

ホ: 「府県奉職規則」(明治 2 己巳年 7 月 27 日, 第 675) (69-24)

ヘ: 「水火災ノ節窮民救助ノ措置ヲ定ム」(明治 2 己巳年 12 月 8 日, 第 1130) (70-3)

ト: 「堤防等目下難離廉々措置ヲ定ム」(明治 3 庚午年正月, 第 69) (70-6)

チ: 「夫食種粉類焼農具代等貸渡方ヲ定ム」(明治 3 庚午年 2 月 5 日, 第 89) (70-8)

リ: 「農民貯蓄ノ穀物窮民ニ貸付ノ方ヲ定ム」(明治 3 庚午年 6 月 14 日, 第 407) (70-17)

ヌ: 「府県管下救荒夫食種粉等貸渡方ヲ改ム」(明治 4 辛未年 6 月 5 日, 太政官第 275)

ル: 「『県治条例』中窮民一時救助規則」(明治 4 辛未年 11 月 27 日)(本件)(本件を表わすルのみ太字・ゴチックとした。表中本件がカバーする範囲が一見してわかるようにするためである)

※ 3 それを、伺書では求められたが、最終的に指令では採られなかった仕法である場合には、番号を括弧に入れた。

※ 4 糶糶法は、遠地市場 (たとえば上方市場) において「直安ノ穀物」を買い付けて、それを当地 (〈史料 6〉では甲斐国) に運輸し、(米価沸騰時に) 低価糶売するという救助仕法であるが、遠地市場での米の買い付けの元手金が政府機関から出る場合には、ここに位置づけられる。

※ 5 遠地市場での米の買い付けの元手金が政府機関から出る糶糶法は、〈史料 6〉にては、それへの言及のみで、実際には提案されていないため、〈史料 6〉を括弧に入れた。

※ 6 これは、文書中に棄捐という仕法についての記述があるということで、括弧に入れて載せた。

※ 7 《助けさせる》(〈助合の強制〉)の具体的な仕法として、ここには、〈低価糶売させる〉、〈貸し渡させる〉のふたつを挙げたが、〈助合の強制〉はそれにとどまらない一般的な性格をもつものであることに注意する必要がある。

※ 8 県官の奨励のもと士民協力して一社を結び、そこに金穀を醸出させ、それをを用いて罹災窮民の救助を行なう。

※ 9 井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻 (1868-1870)』, 703-711 頁, 参照。

## (1) 棄捐

第2表に挙げた明治初期の罹災者救援仕法に関わり、「府県史料山梨」の明治初年の賑恤関係文書（救荒）から、取り出して記述しておきたいことがいくつかある。そのひとつめは、実際に棄捐という救援仕法がとられていたことである。「府県史料山梨」の明治元年の賑恤関係文書（救荒）の⑳では（【注解2b】参照）、村方から借用米の棄捐の願い出が出されたが、これは却下され、代わって返納延期（年延べ）が郡政局より甲斐府に伺い出られて承認されている。ところが、㉑の少しあと、明治2年正月26日に市川郡政局（成沢勘左衛門）が提出した伺いのなかには——右の㉑も市川郡政局の提出——、賑貸金の一部棄捐（一部棄損）の請願が含まれ、これが甲斐府により承認されているのである。以下に、「府県史料山梨」の明治二年の賑恤関係文書（救荒）から、当該の史料を示す<sup>\*1</sup>。

## 〈史料1〉

賑恤明治二年ノニ係ル

救荒

明治二年正月廿六日去年水害ヲ被フル大田和村等貳拾村ノ民ニ賑貸スル所ノ石代金ノ内ヲ以テ棄損スル各差アリ先是市川郡政局ノ具状アリ其状ニ曰

私所部巨摩郡大田和村東花輪村一町畑村馬籠村四村ノ儀ハ夏以来霖雨不気候ニテ稲草生立不宜植付無間モ多日ノ水湛萌腐株絶相成再度植付ハ仕候へ共旬後レ尚更生立不宜折柄七月中ノ強雨川々満水ニテ困堤切入田畑一円水冠相成候而已ナラス流失潰家等出来当日夫食ニモ差支候ニ付急場御救ノ儀不取敢其御鎮撫府へ申上一時御救助被 仰付相凌罷在候然ル処去辰年ノ儀出格ノ御仁恤ヲ以当国御料御収納米総高ノ三分通上納御捨免被成下候旨被 仰出村々挙テ難有相心得罷在候処右四个村ノ儀ハ田畑ハ不申及居屋敷迨押堀石砂入皆亡所相成樹木ノ外青物無之御救拝借物ヲ以落命ヲ繫罷在候次第ニ付同年御収納皆免除相願候得共畑方ノ儀ハ夏作取入モ相済屋敷ノ儀モ仮ニモ住居罷在候儀ニ付右ヲ引方申付候テハ一体ノ響ニモ相成候間精々利害ノ上屋敷年貢并畑方取米五分通ハ上納ノ積申付候へ共全弁納ノ姿ニ相成拝借金ノ内ヲ以相納候外無之処右ハ一時ノ御救助ニテ日々ノ活計ニ相給シ上納手当無之難洪ノ段相歎去辰年ノ儀ハ一体ニ不熟ノ年柄ニハ候へ共三分通ノ御捨免ヲ受国民共相助候儀ノ処水害皆損ノ村々ハ天災トハ乍申前書ノ御趣意拝戴仕候而已ニテ御仁恤ノ御趣意貫通不仕候間別段被下切ノ御沙汰被成下度奉存候附テハ右へ引続候大場損地村々ノ儀モ纔壹貳分通ノ生地相残乍微末モ御捨免受候迨其儘差置候テハ地隣ノ小民共不平ヲ唱へ気合ニ拘り可申ト心痛仕候間勘弁仕候処損地ノ儀ハ水腐ト違ヒ藁草迨モ一切取入物無之格別難洪ノ訳ニ有之候間前書田畑共皆損地ノ四ヶ村ハ去ル卯田方取米ノ式分通其余七分以上損地并田畑共水腐皆損毛之分ハ同壹分通り田畑七分以上損毛ニテ畑方モ多分ノ水腐損毛有之分ハ同五厘通為御救甲府町外三ヶ所去辰十月中下米平均直段ヲ以代金被下切被成下候ハ、一般御趣意相貫不平有之間敷奉存候然ル処孫太郎見込旧幕進發上金ノ内ヨリ相渡被下切ノ積ニ付守人方ニテモ同様取計候趣ノ処私所部ニハ進發上納取立金至テ無数差支候間昨年中為御救助御下ケ相成候貸渡金ノ内ヲ以テ被下切被 仰付候様仕度奉存候依之水難村々損地損毛歩合仕訳書相添此段奉候以上

明治二巳年正月

成沢勘左衛門

指令

書面無摺相聞候間可為伺之通候事

己正月廿六日  
(別紙省略)

上の〈史料1〉は、市川郡政局が所部村々のうち、辰年水害の被害が甚大である村々について、追加の救助を願い出た伺書である。対象とされている村々のなかで最も被害がひどかったのは、巨摩郡大田和村、東花輪村、一町畑村、馬籠村の四村である。これら四村の被害の実態と、追加の救助が必要な理由、および追加救助の具体的な提案を、伺書は次のように述べる。(一) これら四村では、夏以来の長雨により稲の生育が思わしくなかったところ、植付間もなく水害に襲われ田方は「水湛萌腐株絶」となってしまった。再度植付を試みたものの、旬後れということもあって前よりも生育は悪い状況であった。そのような折柄、7月中の強雨によって洪水が発生し、囲堤が切れ、「田畑一円水冠」となったばかりか、家屋の流失や潰損が発生した。(二) その日の食事にも事欠くようになったため、鎮撫府に急場の御救を願い出、米金の貸し渡しを受けた。(三) 一方、甲斐の国全体としては、「去辰年ノ儀出格ノ御仁恤ヲ以当国御料御収納米総高ノ三分通上納御捨免被成下」た。甲斐の国民は、不作の年柄であったが、収納米総高の三分通の御捨免(三割減税)を受けて助かったところである。ところが、右四か村については、「田畑ハ不申及居屋敷迨押堀石砂入皆亡所相成樹木ノ外青物無之御救拝借物ヲ以落命ヲ繫罷在候次第」であった。村方からは、田方畑方とも、当年の年貢の全免(「御収納皆免除」)の願い出が出されたが、これを呑んだのでは他村への影響も大きいことから、全免の願い出は斥け、申論したうえで、「屋敷年貢并畑方取米五分通」の上納を申し付けた。これとても「全弁納ノ姿ニ相成拝借金ノ内ヲ以相納候外無之」という状況であったが、拝借金は日々の生活に費消し、上納の手立ては無いというありさまである。(四) 収納米総高の三分通の御捨免(三割減税)という恩恵を受けた一般の村々に比して、右四村は三割減税のご趣意をいただくだけで、実質的なご仁恤に与ることができないでいる。こうした事情を考慮し、これら四村を始めとする「水害皆損ノ村々」、「大場損地村々」には、別段の給付(「被下切」)が必要と考える。(五) そこで、大田和村、東花輪村、一町畑村、馬籠村の四村(「田畑共皆損地ノ四ヶ村」)については、「去卯田方取米ノ式分通」(一昨年の田方収納米の二割)を、その他七割以上の損地の村々ならびに田畑とも水腐のために収穫なしの村々(「其余七分以上損地并田畑共水腐皆損毛之分」)は「同壺分通り」(一昨年の田方収納米の一割)、田方が七割以上の損毛で畑方も多くの水腐損毛がある村々(「田畑七分以上損毛ニテ畑方モ多分ノ水腐損毛有之分」)は「同五厘通」(一昨年の田方収納米の五分)を、甲府町外三か所の去辰10月の下米平均相場で代金に換算して御救として給付する、これを願い出るものである。(六) このような処置について、甲府と石和の二郡政局では手許に旧幕府が取り立てた金(「旧幕進発上金」)があるためそこから給付を行なうとしているところ、本市川郡政局ではそれが不足のため、昨年中ご救助として該村々に貸し渡された金(「昨年中為御救助御下ヶ相成候貸渡金」)のなかから、相当する金額を棄捐(「棄損」)するという取り計らいで対応したい。この市川郡政局の願い出に対して、甲斐府は、承認の旨を令した(「書面無摺相聞候間可為何之通候事」)。

事情はやや複雑であるが、そして拝借金全体からみれば部分的な適用にとどまるけれども、ここでは、まぎれもなく、罹災者の救助に棄捐(「棄損」)という仕法が用いられていることを確認することができる<sup>\*\*2</sup>。政府は、明治2年5月8日に会計官の職掌と処務条規を定め、府県に対する財政的統制を強めていったが<sup>\*\*3</sup>、本件、さらには「府県史料山梨」収載の明治初年の賑恤(救荒)関係文書は、そうした動きの背景にいかなる事情があったかを示す例であろう。

(2) 返納延期（年延べ）

第2表に掲げた明治初期の罹災者救援仕法に関わり、「府県史料山梨」収録の明治初年の賑恤関係文書（救荒）から、取り出して記述しておきたいことのふたつめは、表中には適用事例が②ひとつのみ記されているにすぎない返納延期（年延べ）という救済仕法が、決して特別のものではなかったということである。

以下に掲げる〈史料2〉は、各村に既に貸付けられていた種々の貸渡金に関する、辰年分の返済の、一年繰り延べの願いである（波線と傍点の箇所注目せよ）<sup>※4</sup>。〈史料2〉中の別紙（「諸拝借返納物去辰壱ヶ年延ノ儀ニ付申上候書付」）をみると、この仕法の広範な適用が知られる。

〈史料2〉

又去年水害ヲ被フル各村賑貸金年賦返納ノ期ヲ緩クス是ヨリ先キ市川郡政局ノ具状アリ曰

諸拝借物返納辰壱ヶ年延伺ノ儀ニ付申上候書付

私所部ノ村々水難ニ付諸拝借返納年延ノ儀追々願出候得共品々臨時拝借等被仰出且ハ去辰年水害ハ村々厚薄有之不熟ノ年柄トハ年申一体ニ可相願筋ニ無之種々利害申聞候得共別紙申上候村々ノ儀ハ水害強村々ニテ拳テ年延相願其余村々ハ願為止事実無拋村々而已取調申上候儀ニテ右等取調願止利害申取此節ニ至リ申上候儀ニ御座候依之此段申上候以上

巳正月廿三日

成沢勘左衛門

別紙ニ曰

諸拝借返納物去辰壱ヶ年延ノ儀ニ付申上候書付

私所部

甲州八代郡

下大鳥居村	高田村	大塚村
上曾根村	高部村	白井河原村

巨摩郡

馬籠村	大田和村	藤巻村
今福村	今福新田	西花輪村
東花輪村	一丁畑村	下三条村
布施村	河西村	青柳村
大柵村	宮沢村	町野田村
西下条村	極楽寺村	大津村
乙黒村	戸田村	

山梨郡

下今井村

卯ヨリ子迨拾ヶ年賦 但壱ヶ年金七拾三兩壱分ノ永七拾五文宛返納ノ積

高金七百三拾三兩壱分

内金四拾兩永貳拾五文

但去辰年取立ノ上納可仕分

一金三拾三兩壱分永五拾文

風水災御手当拝借返納去辰壱ヶ年延願

巨摩郡

河西村 青柳村 下三条村  
 辰ヨリ辰マテ式拾五ヶ年賦 但壺ヶ年金五兩壺分ノ永百拾壺文五分六厘壺毛宛返納ノ積  
 高金百三拾四兩永六文三分六厘壺毛  
 内金五兩壺分永五拾四文六分壺厘壺毛  
 但右同断  
 一永五拾六文九分五厘 諸拝借返納去辰壺ヶ年延願

八代郡

下大鳥居村 高田村 大塚村  
 上曾根村 下曾根村 浅利村  
 高部村 白井阿原村

巨摩郡

馬籠村 大田和村 藤卷村  
 今福村 白井阿原村 東花輪村  
 一丁畑村 山之神村 青柳村  
 大柵村 長沢村 宮沢村  
 町野田村 極楽寺村 大津村  
 乙黒村 戸田村

卯ヨリ未マテ五ヶ年賦 但壺ヶ年金三百九拾三兩三分永ノ九拾七文七分四厘宛返納ノ積  
 高金千九百六拾九兩永式百三拾八文七分  
 内金三拾三兩式分永式百四拾七文七分四厘  
 但右同断  
 一金三百六拾兩永百文 種初代拝借返納去辰壺ヶ年延願

八代郡

下大鳥居村 大塚村 上曾根村  
 下曾根村 白井河原村

巨摩郡

馬籠村 大田和村 藤卷村  
 今福村 今福新田 一丁畑村  
 宮沢村

酉ヨリ午マテ拾ヶ年賦  
 高金式百七拾三兩三分  
 一式七拾七兩壺分永百式拾五文  
 但壺ヶ年分 風水難相続拝借返納去辰壺ヶ年延願

八代郡

高田村

巨摩郡

宮沢村

巳ヨリ寅マテ拾ヶ年ノ内午未申年延有之巳マテ拾ヶ年賦  
 高金百三拾兩永九拾五文貳分  
 一金拾三兩永九文五分貳厘  
 但壹ヶ年分

水難相続拝借返納去辰壹ヶ年延願

巨摩郡  
 今福村 今福新田 布施村  
 山之神村 河西村 上今井村

丑ヨリ巳マテ五ヶ年賦 但壹ヶ年ノ金貳百兩宛返納ノ積  
 高金千兩  
 内金百九拾壹兩三分永百五拾文  
但去辰年取立ノ上納可仕分  
 一金八兩永百文

風災急場拝借返納去辰壹ヶ年延願

巨摩郡  
 極楽寺村 大津村 乙黒村  
 西下条村 町野田村  
 山梨郡  
 下今井村

辰ヨリ辰マテ貳拾五ヶ年賦  
 但壹ヶ年永百四拾三文六分三厘四毛宛返納ノ積  
 高金三兩貳分永九拾文八分五厘  
 内永六拾九文四分三厘八毛  
 但右同断  
 一永七拾四文壹分九厘六毛

潰家小屋掛料拝借返納去辰壹ヶ年延願

巨摩郡  
 宮沢村

卯ヨリ子マテ拾ヶ年賦ノ内卯午未申年延有之辰マテ拾ヶ年賦  
 一金壹兩貳分永八拾三文三分四厘  
 但壹ヶ年分

地震急場御救拝借返納去辰壹ヶ年延願

同村

右同断  
 一金貳兩壹分永三拾五文八分四厘  
 但壹ヶ年分

地震急場相続拝借返納去辰壹ヶ年延願

合金四百四拾五兩三分永百三拾四文八分四厘六毛  
 右ハ私所部甲州八代巨摩山梨郡書面村々ノ儀笛吹蘆川釜無川富士川縁ニテ年々浅深ノ水災受  
 困窮ノ村々ニ有之然ル処去辰七月十八日未曾有ノ大満水ニテ川々左右へ溢レ川除堤数拾ヶ所



押破川陸ノ無弁別一円湖水ノ如相成田畑道橋損毛ハ不及申人家流失潰破損不少家財諸道具聊宛貯持候穀類ニ至迨押浸或ハ悲歎ノ中老少数ヲ尽シ数日水防ニ相惱罷在候処猶又八月朔日以來度々ノ大雨ニテ一旦急水留致シ候場所モ押払堤切口追々欠増耕地人家再三泥水冠川欠石砂入弥増出来就中郡ト唱候群村一体ニ泥水押入終ニ田畑道井ノ境界不相分広々タル石砂河原ト相成活計ノ基元ヲ失ヒ人民悲歎無限哭訴累日不相絶依之鎮撫府へ追々申上御手当筋御割渡受幽ニ取続罷在候次第ニテ聊取入出来候村々ハ夫丈ノ御取箇三分通御用捨モ被成下候得共取入品ハ何レモ水浸シ不熟ニ付作徳ニ至候テハ多分ノ損毛ニ相成御年貢丈ケハ丹精致相納候共口給モ有之高懸物諸夫錢ノ可出様無之難儀ノ段相違無御座候間全難洪ノ村々相撰私手限貸附金返納方壺ヶ年延申渡候儀ニ付前書口々拝借返納ノ儀モ去辰壺ヶ年延年賦送り相納候様可申渡奉存候依之申上候以上

明治二巳年正月

成沢勘左衛門

指令

書面可為伺之通候事

巳正月廿六日

〈史料2〉によれば、市川郡政局の成沢勘左衛門は、「全難洪ノ村々相撰私手限貸附金返納方壺ヶ年延申渡」ただけでなく、甲斐府に対しても、「前書口々拝借返納ノ儀モ去辰壺ヶ年延年賦送り相納候様可申渡奉存候」と伺い出ている（指令は「伺之通」）。この文書で、返納延期が申請されているのは9口、年延の対象金額は総計で445両余に達する。関係する村の数は、延べて84である。

### (3) 低価糶売

第2表に関わりふれておきたいことのみつつめは、低価糶売（する）という救援仕法の存在である。この仕法は、第1表のなかには見られないけれども、実際には、甲斐鎮撫府下では明治元年水災のときに用いられていた<sup>\*5</sup>。罹災者救援の仕法には、《与える》と《取らない》のほかに、《安く売る》という第三の様式があったのである。

「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（「府県史料山梨」）の、明治2年の部（救荒）から、低価糶売に関する史料を挙げる<sup>\*6</sup>。

### 〈史料3〉

同〔明治二年八月〕某日市政局ヨリ社倉米ヲ以低価糶売シテ市民ノ急ヲ救ハンコトヲ申稟ス其書ニ曰指令ノ佚ス

慶応四辰年七月改

一米千百四拾俵

清水御蔵米有高

一糶三百俵

内

玄米六百八拾四俵

亥子丑年米

是ハ去辰秋大水ニテ在方ヨリ附入米無之市中難洪致候ニ付百俵ニ付代金百三拾壹両壺分ノ安直段ヲ以穀屋共へ御払ニ相成候

米百五拾五俵

寅年米

是ハ去辰七月十八日洪水ニ付町方水難ノ場所難洪ノ者ヘ為御救被下候  
 差引残米ノ分  
 一米三百壹俵  
 一朶三百俵

是ハ去辰八月中時相場ヲ以穀屋共ヘ御払相成申候  
 一米千俵

是ハ前書御払米代ヘ社倉金ノ内差継去辰十二月中会計方ヨリ御買上ニ相成当辰御積米ニ  
 相成有之候

但百俵ニ付代金百九拾四両貳分永百文  
 前書社倉御積米ノ儀ハ市中窮民御救助筋ニ御座候間当時市中米穀高直ニ付貧民困窮ノ至リニ  
 付御救恤被成下度存候間此段大凡見積ヲ以奉申上候市中迫貧ノ者共六千余人男女小兒何レモ  
 貳千人宛ト見込男老人ニ五合宛女小兒ハ三合宛ト仕一日米六拾俵余ニ相成申候前書社倉御積  
 米千俵有之候処百俵ニ付金貳百五拾両ノ割合ヲ以六千余人ノ者共ヘ売遣シ候ヘハ日数十五六  
 日程ハ安穩ニ生活仕居候儀ニ付其内ニハ米穀下直ニ相成可申儀ト奉存候此段奉伺候以上  
 巳八月

〈史料3〉は、明治2年8月に、霖雨による米価高騰を受けて<sup>\*7</sup>社倉米の低価糶売を行なおうと  
 した市政局が、甲府県<sup>\*8</sup>に提出した伺書である（指令佚失）。市政局は、「当時市中米穀高直ニ付  
 貧民困窮ノ至リ」であることに鑑み、「御救恤」のための措置として、社倉御積米を低価糶売に付  
 することを提案している<sup>\*9</sup>。

#### (4) 助合の強制

ここまで述べてきた三様式——棄捐、返納延期（年延べ）、低価糶売——は、〈地方／中央の政  
 府機関が何々する〉という、政府機関が行為主体となる形式のものであった。それに対し、次に  
 取り上げるのは、〈政府機関が誰々に何々させる〉という使役形の表現で記述される救済様式であ  
 る<sup>\*10</sup>。これは、実際には、富民に強制して罹災窮民の救済を行なわせるというものであった。第2  
 表においては、この様式に関し、具体的仕法として、低価糶売させると、貸し渡させるの、ふたつ  
 を挙げている。以下においては、そのうち、低価糶売させるの方の例をふたつ掲げる<sup>\*11</sup>。

#### 〈史料4〉

同〔明治二年八月〕某日石和支庁ニテ富民ヲシテ米価ヲ低糶シテ貧家ノ急ヲ救ハシム其具状ニ  
 曰

私所部宿村々ノ儀去月中ノ水災ニテ貧民共当日夫食ニモ差支候趣相聞候ニ付水災村々当座夫  
 食ノ儀ハ先般申上ノ上夫々御貸下有之候処道中筋宿々并間ノ村々ノ儀道中筋助成ニテ当日營  
 罷在候貧民共米価高直相成難洪ノ趣ニ付石和宿ヨリ駒飼宿迄并右宿間ノ村々身元ケ成ノ者ヘ  
 申論当月六日ヨリ国枿壹升ニ付銭二貫文宛ノ安米売為取計申候委細ノ儀ハ取調ノ上追々可申  
 上候ヘ共不取敢此段申上候以上

巳八月

石田守人

〈史料5〉

九月某日谷村支庁ヨリモ亦富民ニ諭シ救荒金ヲ出サシメ之ヲ具申スル書ニ曰

都留郡村々困民救助差出金名前并御賞ノ儀申上候書付  
一金四百式拾三兩 差出切相願候分

内

金百兩宛

都留郡境村

名主天野伴蔵

年寄天野武助

ノ

上谷村

金式拾五兩宛

名主船久保所五郎

年寄鈴木与次右衛門

ノ

下谷村

金式拾兩宛

名主横山吉右衛門

年寄川口善兵衛

ノ

下初狩村

金拾五兩宛

百姓大石戸右衛門

藤本保太郎

真木村

年寄小林長右衛門

伊藤九郎右衛門

葛野村

組頭小泉斧兵衛

菅野ノ熊井戸村

年寄小林利右衛門

秋山村浜沢組

名主佐藤七郎兵衛

中初狩村

年寄甚兵衛

ノ

葛野村

金拾三兩

百姓鈴木仁兵衛

ノ

一金九百兩

追テ下ケ戻相願候分

内

金百五拾兩

大石村

年寄堀内雄右衛門

ノ

金百兩宛	花咲村下組 名主星野喜右衛門 年寄井上武右衛門 上野村 年寄上原四郎左衛門 強瀬村 名主中村伝左衛門 ✂
金五拾兩宛	新屋村 組頭堀内伝右衛門 菅野／熊井戸村 名主大津賀次郎 中津森村 年寄前田武助 大明見村 柏木佐十郎 ✂
金三拾兩宛	小沼村 年寄榎田善右衛門 鳥沢村上組 名主井上久右衛門 上野原村 年寄水越周兵衛 ✂
金貳拾五兩	境村 年寄天野徳平
金貳拾兩	吉ヶ久保村 名主礼助
金拾五兩	丹波山村 名主吉十郎

合金千三百貳拾三兩

右出衛附都留郡村々ノ儀米穀払底ノ土地ニ有之候処当夏以来雨天続其上七月中ノ暴風雨ニテ弥增高価窮民共急場救ノ為直安米為売渡度身元ノ者へ申諭候処銘々承服書面ノ通出金致度旨申立金子相納候間差向上下谷村并甲州道中黒野田宿外拾五ヶ宿困窮人共へ直安米為売渡候積り御坐候右間損金等ハ追テ取調仕訳書ヲ以申上候様可仕且右出金人ノ内天野伴蔵天野武助ハ外奇特筋有之候ニ付追テ取調申上候積相除其余ノ者共ハ出金高二応シ相当ノ御賞誉被成下候様仕度尤御差図次第義倉金ノ内ヨリ相渡候様可仕候依之此段申上候事

巳九月

谷村出衛

〈史料4〉は、石和支庁（石田守人）が同月に甲府県に提出した報告書である。7月中の水災により「米価高直」となり、道中筋宿村の貧民たちが「難渋ノ趣」であるので、救助のために富民に申論して貯穀を低価糶売せしめた、というのがその内容である<sup>\*12</sup>。〈史料5〉は、谷村支庁が9月に甲府県に提出した、窮民救助に関する報告を含む文書である。本文書の当該の部分は次の通り。すなわち、夏以降雨天が続く、とくに7月にあった暴風雨以来、米価が高値となり、窮民たちが難渋しているので、その救済のために、安値で米を売り渡させたいと考え、富民たちに申論したところ、救荒金として1,323両が集まった。そこで、とりあえず、これを元手に、上下谷村、ならびに甲州道中黒野田宿ほか15か宿の困窮人たちを救うべく、[米穀商たちをして]安値で米を売り渡させるつもりである。これは、甲府県谷村支庁が、罹災後の高米価になやむ困窮人たちを救うために、富民たちに申論して救荒金を出させ、その金を使って米を低価で売り渡させようと図ったものである。〈史料4〉と〈史料5〉の二件は、《助けさせる》という様式（助合の強制）のうちの、低価糶売させる（窮民救助のために米を安く売らせる）という仕法の実例である<sup>\*13</sup>。

### (5) 糶糶法

第2表に掲げた、明治初期の政府機関による罹災者救援仕法に関わり、「府県史料山梨」収録の明治初年の賑恤関係文書（救荒）から取り出して記述しておきたいことの五つめは、糶糶法の存在である。糶糶法は、遠地市場（たとえば上方市場）において「直安ノ穀物」を買い付けて、それを当地（当文脈では甲斐国）に運輸し、（米価沸騰時に）低価糶売する、という救助仕法である。第2表では、糶糶法を、遠地市場での米の買い付けの元手金が政府機関から出る場合には《安く売る》の欄に、元手金が県官から申論を受けた富民に由来し、さらに売り捌きについてもそれが彼らに委ねられるときには《助けさせる（低価糶売させる）》の欄に、掲出した。以下に掲げる〈史料6〉<sup>\*14</sup>は、明治2年12月に甲府県が発した、糶糶法実施に関する告諭である。この告諭では、糶糶法実施のための元手金を県が用意できないこと、そのため元手金は「国内有徳ノ者共」（富民）からの集金によることが述べられている。右に記した糶糶法の二類型に照らせば、〈史料6〉で提案されているのは後者、すなわち《助けさせる（低価糶売させる）》の型に入るものである。

### 〈史料6〉

十二月某日富民ニ論シテ糶糶法ヲ立テ貧民ノ急ニ応セシム其告諭ニ曰ク此事終ニ行ハレス

市在

名主 共へ  
総代

### 口達書

当年格別ノ違作ニテ国内米穀不足ノ上隣国輸入米絶テ無之随テ穀価又一層沸騰諸民難渋不少趣ニ付右救方ノ為上方筋於テ可成丈直安ノ穀物買入今般御買上相成候三本帆ノ洋船ヲ以速ニ運輸致シ来春米価極貴ノ折ヲ見計ヒ究民共へ売渡候ハ、一廉ノ御救助可相成ノ処其買附元手金当衙ニ於テ操合出来兼候ハ勿論朝廷ニ於テモ今年ノ違作ハ諸国一般ノ儀ニテ御収納トテモ莫太減少ノ事故御救助ノ道ト雖トモ悉皆可被為届様無之ニ付当国ハ当国限其策相立度就テハ国内有徳ノ者共細民ノ飢渴不忍見惻隱ノ情有之輩ハ迅速金策ヲ遂ケ政衙へ集金スヘシ然ル上ハ出人ノ内米穀買附方総代ノ者兩三人相立当衙官員ノ者へ属シ至急上阪ノ上夫々処置致シ糶米ハ出金高ニ応シ其人々へ相渡直安ニ売捌方為取計候積尤売徳ハ金主可取之タトエハ土地

相場百俵金四百両ノ処糶米代金三百六拾両ニ当ラハ其間金四拾両ノ半数式拾両安ヲ以テ売捌  
残式拾両ノ売徳ハ金主ノ利トスル也万一米価下落利潤無之時ハ再ヒ当国ヘ引合可相成品何ニ  
テモ買入売捌相応利潤ヲ得候迄ハ金主ノ存意ニ任セ何ヶ度モ折返シ前条ニ準シ取計候ハ、自  
他両徳ニ可有之尤此度米穀買附方ニ付上阪ノ雜費ハ政衙ニ於テ取賄候条右有志ノ者ハ早々出  
金相納可申將右ニ付存付ノ儀有之者ハ無忌憚可申出事

巳十二月

〈史料6〉は、甲府県が市在の名主・総代に宛てて発した口達書である。論旨を整理して述べると、以下のようである。

本年は格別の違作のため、甲斐国内では米穀不足が発生している。隣国からの輸入米も絶えて無い状況である。かくして、米価が沸騰し、諸民難渋という事態が生じている。その救済のために、甲府県としては、糶糶法という救助仕法を実施したいと考える。これは、上方の米穀市場でできるだけ安値の米を買い入れ、それを洋船を用いて速やかに甲斐国内に運輸し、来春米価が高値を極めるであろう時期に窮民に低価で売り渡す、というものである。しかしながら、買い付けのための元手金が甲府県には無い。かといって、全国的な違作による歳入の減少に鑑みると、これの手当てを政府に期待することも無理な情勢である。これらを思慮するならば、やはり、当国は当国かぎりですべての調達策を立てねばならない。ついでに、甲斐国内の有徳の人士、細民の飢渴を見るに忍びないとする者たちは、すみやかに金策をして県庁に金を拠出すべし。そうしたら、出金人のうちから米穀買附方総代を二、三人立てて、県庁官員に附けて急ぎ上阪させ、米の買い付けを行なわせ、糶米は、出金高に応じて出金した者たちに渡し、安値での売り捌きを取り計らわせるつもりである。安値での売り捌きを取り計らわせたうえで、その売徳は金主が取るものとする。たとえば、土地相場100俵金400両、糶米100俵360両であれば、100俵380両で売っても（100俵当たり20両の低価糶売をしても）、20両の利が金主に入る。万一米価が下落し利潤が見込めなくなったときには、県に相談すべし。県はその品がどのようなものであってもこれを買入れる〔仮に土地相場が100俵340両に下落したら、糶米時の100俵360両で県が買入れる〕。それを、県は、土地相場が100俵360両を超えた時点で、金主の求めに応じて100俵360両で金主に売り戻す。その米を金主が売り捌けば、金主にはなにかの利潤が発生することになる。また、上方市場での米の買い付けにともなう雑費用は、甲府県が負担する。以上である。有志の者は速やかに出金するように。尚、存付がある者は忌憚なく申し出るべし。

ここに提案されているのは、県が富民にはたらきかけて出金させ、その金で遠地市場にて「直安ノ穀物」を買い付け、それを甲斐国へ運輸し、出金者に出金額に応じて糶米を割り渡して低価糶売させる、という仕法である。この仕法においては、糶米を低価糶売しても、土地相場と糶米価格との差に由来する利益が発生することが、想定されている。その利益は出金者が取ることとされている。つまり、本糶糶法が企画通り動くならば、出金者は、遠地市場と土地相場との価格差から、低価糶売しながら尚利益を得られることになる。甲府県は、利をもって富民を糶糶法に誘導せんとしたのである。県としては、もはや、村落レベルでの自生的な助合に依存することができず、村方に対する〈助合の強制〉でも十分な救助を得られない（期待できない）ということであったのであろう<sup>\*15</sup>。低価糶売しながら尚利益を得られるという本糶糶法の提案の背景には、このような事情があったと考えられる<sup>\*16</sup>。本糶糶法は、告諭（方針の発表）のみで、実施に移されなかった。しかし、明治初年における政府機関による罹災窮民救援政策の展開を考えると、繰り返す水害のもとで罹

災後の窮民の救済策を種々模索した甲府県が、富民を利で誘うような仕法を考案した——富民を利で誘うような仕法の提案に至り着いた——ことは、注目されるべきことである。

#### (6) 災害復旧工事の罹災者救援機能

前の小節で示した告諭（口達書）の前段には、次に掲げる政府への上請書があった。本小節では、この上請書を引いたうえで<sup>\*17</sup>、そのなかの一文に注目し、災害復旧工事の実施が地方／中央の政府機関によって罹災民への救恤としても位置づけられていたことを、確認しておきたい。

#### 〈史料7〉

十一月廿七日救荒方法ヲ立テ穀代金ヲ借ランヲ上請ス其書ニ曰指令／佚ス

当巳年春夏ノ交ヨリ諸道一般氣候不順ノ上引続霖雨出水農ヲ害シ候ニ付諸国祈念祭迨被仰出候へ共天災ノ流行不得止事歟諸道共違作故貧民菜色ノ兆有之乍恐先般深以被為惱 宸襟救荒ノ御思食ヲ以 詔書并御布告ノ次第モ敬承罷在候処就中甲信両国ハ別段ノ違作ニテ当県管内凶荒并水害等ノ儀ハ其頃既ニ及御届置其後モ追々其筋へ申上候通ニテ実ニ多分ノ災害筆紙ニ難述尽郡内東西川内領ハ平年迎モ夫食不足ノ土地故当年ハ春迨ノ夫食無覺東其上逸見筋ハ例年夫食潤沢ノ土地然ルニ当年ノ違作麦作取上迨ノ夫食迎モ不引足加之山陬僻村其他国内綿作養蚕ノ場所等ハ其助益ヲ以貢納ハ勿論悉買入米ヲ以活計相立候処是亦当年存外ノ違作且米価諸色騰貴ノ折柄今日ノ食料手当無之既ニ凍餒ニ差迫リ離散ニ可及村方モ可有之体且又信州ノ儀隣国ニ付接壤村々悉違作夫食乏絶ニ付四海一家一視同仁ノ趣ヲ以テ同ク王民ノ事故米穀運輸救助ノ道相立呉候様其管轄ノ藩県ヨリ頼談被及候へハ是以無拋儀ニ付閉糶ノ法立置候へ共其時取調候上少々宛出穀聞届候様ノ儀当国内迎モ前書申上候次第ニテ必至困迫ノ村方多分有之トハ年申川附村方ハ水災ヲ蒙リ野ニ青草無之候へ共幸ニ隄防ノ役有之条故民ヲシテ食ニ即カシメ候見込ニテ仕越普請ニ取掛度其段先般民部省へ申上候通ノ儀ニ有之候処山寄難村ハ何レニモ賑恤ノ致方無之乍去牧民ノ責ニ任シ候へハ立テ其死ヲ見候儀ハ不相成候間是迎モ一方痛心苦慮罷在候へ共万一 朝廷御歳入ノ貢物遲滞致シ御期限ニ至リ皆済不相成候様ニテハ深奉恐縮候ニ付仮令管内ノ民何程窮餓ノ情実有之候共貢納ハ大切ノ儀ニ付御期限迨ニ皆納可為仕ハ勿論ノ筋ニ付其迎ハ厚申論シ収税方夫々尽力罷在候へ共貢納ノ余贏聊モ無之趣ニテ忽飢餓ニ可立至様子ニ付深思熟慮一時ノ権宜ヲ以救荒ノ策相立窮民御賑恤ノ御趣意普ク貫通仕候様致度右ハ洪範ノ八政以食為首ノ儀ニモ相協可申歟何レニモ夫食無之候テハ政教ノ施設モ無之候間無余儀今般西国表ヨリ米凡壹万三千俵余買入当国内市在救荒ハ勿論信州迨モ前書頼談有之候藩県治下ノ如キハ波及為致度左候ハ、甲信両国ノ窮民一先蘇生ノ道ヲ得可申荒政ハ方今ノ急務ト奉存候間何卒格別ノ御評議來午十一月迨右米代金五万兩為救荒御手当拝借被仰付候様仕度此段可然御執奏被成下候様奉願候右至急ノ儀ニ付速ニ御差図被下候様奉懇願候也

巳十一月

甲府県

弁官御中

右〈史料7〉は、明治2年11月に、甲府県が弁官宛に提出した上請書である。甲府県は、本書により、救荒の施策として甲府県主体で糶糶法を実施するための元手金5万兩の借用を、政府に願っている。これに対する指令は佚失とされているが、先に掲げた〈史料6〉の文面から判断すると、

甲府県の借用願は却下されたようである。そして、この却下を踏まえて、〈史料6〉のような糶糶法——富民を利で誘うような仕法——の提案がなされたわけである。

ところで、右上請書の傍線の部分を見られたい。「必至困迫ノ村方多分有之トハ乍申川附村方ハ水災ヲ蒙リ野ニ青草無之候へ共幸ニ隄防ノ役有之条故民ヲシテ食ニ即カシメ候見込ニテ仕越普請ニ取掛度其段先般民部省へ申上候通ノ儀ニ有之候」とある。甲斐国全体として困迫必死の情勢であるが、それでも川沿いの村方については、「隄防ノ役」を申し付けることによって「民ヲシテ食ニ即カシメ候見込」である、というのである。それに対して、山寄りの村方には「隄防ノ役」に当たるものがないので、賑恤の方策が見あたらない（「山寄難村ハ何レニモ賑恤ノ致方無之」）。つまり、水災のあとの緊急の堤防復旧工事の実施が、川沿いの村々に人足賃をもたらし、これによりそれら村方の民を食に付かせることができるということが書かれているのである。これは、災害復旧工事の実施が罹災者救援機能をもつということであり、そのことを甲府県は認識していたということである。

同じ認識は、民部省、大蔵省の側ももっていた。それを示すのが、「甲州上釜口村外式百六拾五ヶ村窮民急夫食米石代貸渡伺書」（明治3年、甲府県提出、民部省大蔵省宛）に対する民部省大蔵省の指令である<sup>\*18</sup>。この伺書は、連年の水災および違作に困弊した甲州165か村の窮民25,840人に対して、緊急の食糧援助（急夫食）とし、夫食米1,861石9斗8升を石代で貸し渡すことを願ったものである（石代金18,527両永164文2分）。民部省大蔵省は、これを「難聞届候」としたが、その理由のなかで、「去巳壹ヶ年限租税高ノ壺分通安石代ノ儀モ御採用相成殊ニ堤防營繕ノ入費不容易御出方ニテ何レモ土地人民ノ潤助相成候」と書いたのである（傍点部に注意）。ここには、「堤防營繕ノ入費」（災害復旧工事の実施費用）が「土地人民ノ潤助相成候」ものとの民部省大蔵省の認識が出ている。

この認識は、明治元年6月に発布された「天災兵害ノ余ニ付府藩県ヲシテ便宜賑恤ヲ施行セシム」（明治元戊辰年6月22日、第502）（68-10）において、きわめてはっきりとした文章で示されていた<sup>\*19</sup>。右は、太政官が諸道の府県に宛てた、災害救助および災害復旧に関する布告で、この時期の災害対策法令としては、一般性の高い規定を有する。その第4条は、災害復旧工事について次のように定めた。

一堤防橋梁之破壊急々修理可致事

但普請等私利ヲ營マサル廉吏ヲ択ヒ水理ニ精キ者ニ任シ人夫等ハ其地ノ窮民ニ賃シテ相用ヘキ事

災害復旧工事を実施することが人夫賃の支給を通じて罹災窮民の生活扶助の機能をもつことは、政府当局者によってはっきりと意識されていたのである。ここから、甲府県のように、“荒政の意を以て治河の役を興す”という発想が出てくる<sup>\*20\*21</sup>。

#### (7) 社団の結成を通じた救援（報恩社法）

以上（1）から（6）では、明治初期における政府機関による罹災者救援の仕法について、《与える》、《安く売る》、《取らない》、《助けさせる》という四つの様式に関し、補足的な記述を行なった。これら四つの様式に加えて、《救助実施のための社団をつくりそれを通じて助ける》という五番目の様式があることにも、ひとことふれておきたい。これは、実例としては、小菅県で団立された「報恩社」にみられる方式である。すなわち、県官の奨励のもと士民協力して一社を結び、そこに金穀を醸出させ、それをを用いて罹災窮民の救助を行なうというもので、①県の外に窮民救助を目的とす



る社団をつくること、②その運営は実質的には県官により統御されること、③その社団を通じて救助——小菅県の場合は給付——がなされること（つまり官倉には手を付けないということ）が特徴である<sup>※22</sup>。

- ※1 「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（『府県史料山梨』、50-52頁。史料中、小さな活字が用いられ下線が引かれているところは、原文では割注形式になっている部分である。／は、そこで割注が折り返されていることを示す。
- ※2 棄捐という救済仕法の適用例は、「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（『府県史料山梨』、59-61頁）所載の、「六月二日去年水害ニ遭ヘル四拾九村ニ賑貸ノ金穀ヲ分テ或ハ棄捐シ或ハ更ニ貸与ス」という表題の文書においても、見られる。これは、市川郡政局が甲斐府（明治元年10月28日設置）に提出した伺書とそれへの指令からなる史料である。そのなかで、市川郡政局は、八代郡市川大門村ほか12か村、巨摩郡馬籠村ほか31か村、山梨郡下今井村ほか3か村を対象に、去辰年水災に際して御手当として貸し渡された米金について、「三分通御捨免ノ筋ヲ以被下切」の措置をとることを願ひ出ている（5月）（水害激甚の村々に対する「三分通御捨免ノ筋ヲ以被下切」の方針自体は、この伺書より前に指令されていたものであったようで、本書面は、上の方針にもとづいて棄捐される米金高と、棄捐の適用対象村を具体的に何う趣旨のものと解される）。甲斐府はこれに承認を与えた（6月2日）。
- ※3 「会計官職制章程ヲ定ム」（明治2己巳年5月8日、第425）（69-16）〔井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻（1868-1870）』、336-343頁〕。
- ※4 「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（『府県史料山梨』）、55-59頁。
- ※5 〈史料3〉の波線部を参照されたい。水害により在方から米が入ってこなくなり、米価が高騰し、市中において難洪が発生したため、社倉米のうちから玄米684俵が低価糶売に出された。
- ※6 「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（『府県史料山梨』）、69-70頁。
- ※7 明治二年秋、長雨が不作をもたらし、その影響で物価の高騰が生じて都市民の生活に難洪が発生しつつあったことについては、「淫雨ニ付節儉ノ詔ヲ発シ官禄ノ内ヲ以テ救恤ニ充テシム」（明治2己巳年8月25日、第801）の項（69-29a）を参照せよ〔井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻（1868-1870）』、464-479頁〕。この長雨とそれがもたらした都市民の生活困難への政府の対応については、ほかに、「気候不順ヲ以テ奉幣使ヲ氷川神社外二社ニ発ス」（明治2己巳年7月朔日、第603）（69-20）、および「東京京都二府ニ救助米ヲ下付ス」（明治2己巳年8月28日、第815）（69-29b）の二項も、見よ（同前書、360-365、479-480頁）。
- ※8 『明治職官沿革表 官廨部』には、明治2年7月24日に甲斐府が甲斐県に改められ、それが甲府県と改称された（改称年月不詳）、とある〔内閣記録局（編）『明治職官沿革表 官廨部』（国書刊行会、1974年6月、複製版、原版の刊行は1886年）、附録 府県沿革図、13頁〕。一方、『国史大辞典』の〈甲府県〉の項には、「[明治二年]七月甲斐府の称を甲府県とし、滋野井公寿を知県事兼甲府城守とし、土肥実匡を権知事に、赤松孫太郎を大参事に任じ、甲府・市川・石和の三部郡政局と市政局を廃して本庁に合し、谷村に谷村支庁を置いた」と書かれている（服部治則筆）〔国史大辞典編集委員会（編）『国史大辞典 第5巻』（吉川弘文館、1985年2月）、506頁〕。ここでは、『国史大辞典』の記述の傍点部に注目し、伺書の提出先を甲府県とした〔ところで〈史料3〉では伺書の提出元が市政局となっており、市政局の廃止が甲府県への改称と同時、もしくは7月中のことであったならば、伺書の8月という日付と市政局という提出元の名称とが合わないことになる（右の丸点部に注意せよ）。市政局の廃止が甲府県への改称と同時でなく、同年8月以降にずれ込んだのであれば、この点につきとくに問題は無い〕。
- ※9 〈史料3〉において低価糶売に出すことを提案されているのは社倉米であるが、当史料には、社倉米の管理・処分権を地方当局（甲斐鎮撫府/甲府県）がもっていたことが記されているので、本件を《安く売る》のカテゴリーに収めた。ただし〈史料3〉は指令を欠いているため、この伺いにもとづいて明治2年秋に、実際に低価糶売が執り行なわれたのかどうかを確認することはできない。
- ※10 第2表においては、〈地方/中央の政府機関が何々する〉という、政府機関が救済政策の実施・決定主体となる形式のもの、すなわち政府がみずから救済に乗り出す類型として、《与える》、《取らない》、《安く売る》の

三様式を掲出した。それに対して、〈政府機関が誰々に何々させる〉という使役形の表現で記述される救済様式——政府は救済することを誰かに強制する主体として登場するタイプ——として、『助けさせる』を挙げた。

- ※ 11「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（『府県史料山梨』），70-74頁。
- ※ 12本件および次件は、罹災民の救助のために官倉を開くことを抑制せんとする政府（大隈主導の民部＝大蔵省）の方針に合った措置である。政府のこの方針については、「農民貯蓄ノ穀物窮民ニ貸付ノ方ヲ定ム」（明治3庚午年6月14日，第407）の項（70-17）を参照せよ〔井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻（1868-1870）』，701-715頁〕。また、〈助合の強制〉については、井上洋『明治前期の災害対策法令 第二巻（1871）』（論創社，2020年12月），166，167頁を見よ。
- ※ 13この〈低価糶売させる（窮民救助のために米を安く売らせる）〉という仕法は、官倉に手をかけないかたちでの罹災窮民（罹災後窮民）の救助措置である。
- ※ 14「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（『府県史料山梨』），76-77頁。
- ※ 15この点については、維新时期直轄県の救恤・備荒貯蓄政策を分析した松沢裕作が、「一村を単位とし、有産者が困窮者に救助を支出するという単純な再分配は、もはやこの時期〔明治初年〕には限界に達していた」と述べている〔松沢裕作『明治地方自治体制の起源—近世社会の危機と制度変容—』（東京大学出版会，2009年2月），198頁〕。
- ※ 16本糶糶法においては、県庁は、糶糶法の企画・告諭・集金・買い付け・買付米の配分・（米価低落時の）買付米の買入れと（米価上昇後の）その出金者への売り戻しという役割を担うことになっている。一方、出金者（富民）の方は、出金・出金者総代による遠地市場での直安米の買い付け・糶米の低価糶売を担う。
- ※ 17「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（『府県史料山梨』），74-76頁。
- ※ 18「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（『府県史料山梨』），84-87頁（指令は86-87頁）。
- ※ 19参照，井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻（1868-1870）』，140，142-143頁。
- ※ 20「甲州村々飢民救助方ノ儀ニ付申上候書付」（明治3年4月，甲府県庁，民部省大蔵省宛）〔所収，「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（『府県史料山梨』），93頁。〕
- ※ 21災害復旧事業，さらには定常の河川工事（災害予防事業）の実施が，人足の雇い入れの側面を介して罹災者救援の意味をもったことについては，上に述べたとおり，当時の政府当局者によって明確に意識されていた。これは，本稿における法令の性格付け（ラベル貼付）の観点からみれば，【災害復旧】および【災害予防】と，【罹災者救援】が繋がっていたということである。しかし，本稿におけるラベル貼付においては，災害復旧事業の実施にかかる法令すべてに【罹災者救援】のラベルを貼ったわけではない（この点，災害予防事業の実施にかかる法令についても，同じ）。それは，災害対策法令にラベルを貼る際，当該法令の主たる側面〔その法令が法文において直接規定した側面（複数の場合あり）〕を重視したからである。【罹災者救援】ラベル貼付の有無にかかわらず，破堤箇所緊急復旧事業が，さらには定常の堤防・川除等の補修事業も，事業実施に必要な人足の動員（→人足賃の支給）という側面を介して罹災者救援の意義をもったことは確かであり，これはあらためて記される価値を有する事柄であると考え（この論点については，前にも，一度取り上げた。参照，井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻（1868-1870）』，140，142-143頁）。本所では，右の認識を地方官と中央（民部省大蔵省）がともに有していたことを示す資料を掲げた。
- ※ 22この仕法について，詳しくは，井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻（1868-1870）』，703-711頁を，参照せよ。そこには，小菅県で団立された「報恩社」の紹介がある。

【注解2d】【注解2】全体の最後に，罹災者救援仕法の模索と展開と題して，以上の叙述を簡単にまとめておきたい。

「山梨県史料」中「賑恤」の巻をみると，甲州では，太政官が諸道の府県に宛てた，災害救助および災害復旧に関する一般性の高い布告，「天災兵害ノ余ニ付府藩県ヲシテ便宜賑恤ヲ施行セシム」（明治元戊辰年6月22日，第502）（68-10）の発出よりも前に，地方（出先）機関が水害罹災者の

救援に乗り出していたことがわかる（【注解 2b】）。甲州では、地方（出先）機関が水害罹災者の賑恤に向けて活発に動いていたのである。新政府による地方行政機関の設置がスムーズに進んだ甲州では、さまざまな罹災者救援仕法が模索され、その多様な展開がみられた。救助の性格という面からみたくつかの種類の政府活動が、複数の救助の実施形態（具体的な救助の様式）と組み合わせられ、多様な性格と形態の救助が、災害過程の各段階〔応急救助期、それに引き続く罹災者救援期、災害復旧期（農地や生産の復旧期）〕で展開されたのである<sup>\*1</sup>。

その場合、地方機関による罹災者救援政策の選択と採否に影響を与えたのは、被害の状況、困窮の程度、村方からの救済要求（願）提出の頻度と性質、人心の動揺の程度（支配への支持と批判・離反の状況）、結集（騒擾）の動きの有無などの村方面の要因と、財政の状況、中央政府の方針など支配側の要因であった。

2. 松沢裕作は、その論文「日本近代形成期の集団と個人一家・村・窮民一」において、窮民の救助の問題を取り扱っている<sup>\*2</sup>。松沢が対象としているのは、「諸関係から排除され、生活困難に陥った人びと」（「窮民」）である。この問題に関する基本法令たる「恤救規則」（1874年）は、「子ども、病者（回復可能な場合は疾病、回復不能な場合は廢疾と呼ばれる）、老齢による生活困難者に対して、いずれも『労働不能』『独身（戸籍上の独身）』『近隣が救助不能』を条件として国費負担による救助を規定していた」<sup>\*3</sup>が、同規則は、「非常に制限主義的であり、救助対象を労働能力をもたない独居者に限ることを原則とし、さらに本来それは『人民相互』の情誼に基づいておこなわれるべきものであるとして、国家がそうした責任を負わないことを言明し」ていた<sup>\*4</sup>。それでも「なぜ国家はこうした法令を発するのかといえば、同規則前文が言及する理由は、『目下差し置き難い』からという、消極的で、実際的な理由にすぎない」、「要は『しかたがないから』ということである」と、松沢は指摘している<sup>\*5</sup>。

松沢が取り扱った「窮民」と、本項で取り上げてきた「罹災窮民」とは、生活困難という点では共通性があるが（ただしその一時性／恒久性という点では違いがある）、労働能力の有無、家族の有無、総じて近隣や支配を含む諸関係からの排除という点で異なる。だから、「窮民」と「罹災窮民」とは、同軌に扱えないことは明らかである。それでも〈生活困難に陥った者の救援〉という点で、両者には共通する側面がある。

ここで、政府機関が罹災窮民の救援に乗り出す論理に注目して見ると、前に引いた成沢勘左衛門（市川郡政局）の書状が思い出される<sup>\*6</sup>。成沢は、支配（現地役人）の立場からの罹災者救援の意義（罹災者救援の必要性）を二点語っている。ひとつめは、それが租税収奪の基盤の維持・涵養に不可欠だということである。もうひとつは、罹災者救援の手立ては、困窮に起因する百姓の蜂起を未然に押えるはたらきがあるということである。成沢が語った罹災者救援の論理は、いずれも、統治の安定性確保という問題意識から導き出されたものであった。これは、政府機関側には、罹災窮民の救援に乗り出さねばならない必要性があった（必要性の認識があった）ということである。逆の言い方をすれば、必要性があったから乗り出したということである。

ところで、政府機関がその必要性の認識にもとづいて罹災窮民の救援に乗り出す場合、多くは——少なくともここで取り上げてきた甲州の場合は、また民部省大蔵省が救援を承認するときも——、ただ単に必要だから乗り出す／認めるのではなかった。甲府県庁の伺書の言葉を借りれば、「不得止次第無拋御救助之儀奉申上候」ということであり<sup>\*7</sup>、彼らは必要だからやむを得ず、必要だから拋所無く救援に乗り出したのであった（必要性が認められるから“しかたなく”救援する）。

罹災窮民の救援に対するこの態度は、当時一部に存在した「仁政派の地方官」のそれとは大きく

異なる。「仁政派の地方官」には安場保和や野田豁通ら熊本藩出身者が多かったが、彼ら熊本実学派（儒教的理想主義者）は「己を修め人を治めるという修身齐家治国平天下の思想を大真面目に実践しようという」志をもっていたのであり、「堯舜三代のような治世を君臣で実現したいというのが彼らの夢であった」<sup>\*8</sup>。「胆沢県に参事となった安場保和・嘉悦氏房・野田豁通らは、民部・大蔵省の徴税方針と対立しながら県政に腐心し」、野田は「『諸方の党民起るは無理からず。迺も今日の民政にては民間不立』と直轄県の民政を批判し、出京して日々民部・大蔵の官員へ迫り『是非聚斂を打破り清世に至らしめ』ようとし」たのであった<sup>\*9</sup>。彼らは「民のための政治という観点」をもち、「人民の衣食を保障し、教化を施して道徳的作新を促すことを理想」とした<sup>\*10</sup>。そこでは、「儒教的なラディカリズムが藩政改革を主導した唐津藩」に見られたように、「凶荒など臨時の支出にあたっては藩士の減禄などで対応する」ことがあったのであり、それは「人民の立ちゆきを藩士たちの俸禄よりも優先するという仁政の原則を行おうとしたからであ」った<sup>\*11</sup>。つまり、彼らにあっては、“しかたなく救済する”ではなく、救済そのものが目的とされた（救済そのものが目的であった）のである。

さて、「仁政派の地方官」が退出し、統治の安定性確保上の必要が他の手段——租税制度の整備と産業発展による収税基盤の確保、軍隊や警察の整備——によって（完全にはありえないものの）代替されたとき、罹災者の救援はどうなるだろうか。減少した、統治の安定性確保上の必要の認識のほかに、そこに残るのは、“しかたなく”救援するという態度である。あるいは、統治の安定性確保上の必要が他の手段により代替された分だけ、“しかたなく”救援するという態度が浮上する（あらわになる）と言ってもよい。ここに至り着くと、松沢裕作が指摘する、「恤救規則」にみられる国家の救済に対する姿勢とほとんど変わらない（あるいは非常に近づく）ことになる。明治初年の甲州にみられた、多様な仕法を駆使して救援を行なう姿勢（その背後にある精神）と、「恤救規則」の“しかたがないから”救援するという姿勢とのあいだの距離を測ってみると、思いのほか近いものであったことが知られる。

3. 明治初年の罹災者救援の場面においては、先述のとおり、多様な形態の救援仕法が工夫され展開をみせたけれども、それらを導き出した論理を整理していくと、いくばくかの統治上の必要性は残り、これを根拠とする救援は存在することになるとはいえ、救援への国家の向き合い方という点では、“しかたがないから”救援するという、賑恤一般にみられたのと同じ姿勢が露出することになる。

この点に注目するのはなぜかという、それは、いくばくかの統治上の必要性は存在し、これを根拠とする救援は存在するけれども、一般的な行政の哲学としては、“しかたがないから”救援するという姿勢が、憲法体制の根本的転換にもかかわらず、現在まで続いていると考えるからである。著者は、本書第一巻の「序説」において戦後の災害対策法制の形成過程を追った際、1961年災害対策基本法の制定論議にふれて、罹災者の救援を産業政策の観点から考えるのが政府与党の立場であり、罹災者の生活を直接的に支援することを考える視点を忌避する傾向があることを指摘した。つまり、政府与党（とその背後にある行政官庁）の基本的な態度は、政府の援助により産業が立ち直ればそこで働く人びとの生活も自動的に立ち直るという意見であって、それゆえ救援は罹災者個人には向かわず、まず何よりもインフラストラクチャーの復旧を含む産業の復興に政策的力点が置かれることになったのである。この考え方は以後も変わらず、罹災者に対する直接的援護という論点がようやく議論として社会の表面に出て来るのは、1990年の雲仙普賢岳噴火災害、1995年の阪神・淡路大震災、2000年の鳥取県西部地震災害が起こってからのことであつた<sup>\*12</sup>。

上に、〈一般的な行政の哲学としては、“しかたがないから”救援するという姿勢が、憲法体制の根本的転換にもかかわらず、現在まで続いている〉と書いたが、日本の行政官僚制においては、日本国憲法第25条の規定にもかかわらず、これ以外の救援哲学をもっていないようにみえる。このことは、高齢者が増えて、産業の復旧・復興を介した仕法では救援されない（生活を立て直せない）層が大きくなった現在の日本では、救援の機能不全が発生し、最終的には夥しい数の棄民が生じる恐れがあることを意味する。もちろん、この事態の現実化は避けられなければならない。避けるためにはどうするか。ひとつは、憲法第25条を実質化させる政権にすることである。また、それがすぐには叶いそうにないならば、政府＝行政官僚制の側の、救済の必要性の認識を高めるべく、社会の側からの圧力を強めていくことが重要である。戦後初期の災害研究の高まりを締め括る位置にある書物として、佐藤武夫・奥田穰・高橋裕『災害論』（勁草書房、1964年5月）があるが、この本は、災害の歴史と態様、発生機構を縷々述べたあとで、結びに「災害対策の主体論」を置いている<sup>※13</sup>。そこでの論は今となってはかなり古風なものに見えるけれども、要点を捉えて敷衍すれば、人びと（罹災者・罹災者となりうる人びと）がヨコにつながり、社会運動として罹災者その人を直接対象とした救援策の実質化を求めていくことのたいせつさが説いたものということになる。以上注解の枠を大きく踏み越えるような議論になってしまったが、明治前期の災害対策法令の分析から今を見通せることを強調して、【注解2】の結びとしたい。

※1【注解2b】、【注解2c】、とくに、そこでの叙述を整理し、図式化したものとして、第1表、第1図、第2図、第2表を、参照せよ。

※2 松沢裕作「日本近代形成期の集団と個人一家・村・窮民一」（『歴史学研究』、第1007号、2021年3月）。

※3 同前論文、5頁。

※4 同前論文、6頁。

※5 同前。

※6 参照、【注解2b】の※9。

※7 「甲斐国山之神村外拾々ヶ村窮民夫食米其外拝借伺書」（明治3年3月、甲府県庁、民部省大蔵省宛）〔所収、「山梨県史料 政治部 賑恤（明治元-13年）」（『府県史料山梨』）、90頁。〕

※8 池田勇太『維新変革と儒教的理想主義』（山川出版社、2013年10月）、12頁。

※9 同前書、54頁。

※10 同前書、292頁。

※11 同前。

※12 参照、井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻（1868-1870）』、22頁。

※13 佐藤武夫・奥田穰・高橋裕『災害論』（勁草書房、1964年5月）、310-320頁。

（筆者の定年退職のため、2015年6月以来連載を続けてきた「明治前期の災害対策法令」の本誌への投稿は、今回をもって終了ということになります。長い間のご愛読ありがとうございました。本注解については、すでに、論創社より、『明治前期の災害対策法令』が第3巻まで出版されております。このあとも、第4巻、第5巻と、研究の続くかぎり、巻を重ねてまいりたいと考えております。1872年以降の災害対策法令については、どうかそちらを参照いただきたいと思います）